

# 生徒会会則

## 第1章 総則

- 第1条（名称） 本会は鹿児島県立与論高等学校生徒会と称する。
- 第2条（構成） 本会は鹿児島県立与論高等学校の生徒によって構成する。本会には執行機関として生徒会執行部を置く。執行部の役員は生徒全員を代表し、執行委員会出席の義務と権利を有する。
- 第3条（意義） 本会は与論高等学校長の承認の下に職員を顧問とし、生徒全員で運営するものとする。
- 第4条（目的） 本会は与論高等学校校則に則り、自治活動の中で生徒の健全な自主的態度と社会性を養い、生徒相互の協力と団結により、民主的で明朗な特色ある校風づくりを目的とする。
- 第5条 会員は会の規約決議に従い、これを実行する権利と義務を有する。

## 第2章 組織

### 第1節 生徒総会

- 第6条 生徒総会は本会の最高決議機関である。
- 第7条 総会は毎年1回、生徒会長が召集して定例会を開催する。下記に該当する場合は臨時に総会を開くことができる。
- 1 緊急事態が生じ、執行委員会が必要と認めた場合
  - 2 代議委員会が必要と認めた場合
  - 3 全会員の3分の1以上が連名を以て請求があった場合
  - 4 学校が必要と認めた場合
- 第8条 総会によって審議決定しなければならないことは、次のとおりである。
- 1 基本活動方針は引継ぎの際、又は新年度になった時に報告する。
  - 2 予算及び決算の承認
  - 3 執行委員の承認
  - 4 会計監査委員の承認
  - 5 規約改正
- 第9条 総会は全会員の3分の2以上の出席を以て成立し、決議に関しては出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第10条 議会の議長はその都度会員の中から選出し、議長は副議長1人、書記2人を指名する。
- 第11条 総会の期日及び内容については3日以前に告示しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

### 第2節 代議委員会

- 第12条 代議委員会は総会に次ぐ決議機関であって、第8条における決議事項について審議し、その他の事項について審議決定を行う。
- 第13条 代議委員会は各学級委員長、副委員長を以て構成する。代議委員は学級の生徒を代表し、議会出席の義務と権利を有する。
- 第14条 希望者は代議委員会に出席し発言する権利を持つが、決議権は有しない。
- 第15条 代議委員会の成立・決議は、第9条に準ずる。
- 第16条 代議委員の任期は半年とし、4月と2学期の中旬にこれを改選する。ただし、再選を妨げない。
- 第17条 代議委員会における議長と副議長は代議委員の互選によって選出し、その任期は前期と後期に分ける。改選時期は2学期の中旬とする。ただし、再選を妨げない。議案及び議事録の整備は執行委員がこれを行う。
- 第18条 代議委員は決議事項の周知徹底を図るため所属学級へ報告する。執行委員は決議事項についての告示をしなければならない。
- 第19条 代議委員会は下記に該当する場合、執行委員長がこれを召集する。
- 1 執行委員会が認めた場合
  - 2 代議委員の3分の1以上の請求があった場合
  - 3 1学級以上の請求があった場合
  - 4 学校が必要と認めた場合
- 第20条 期日及び内容については3日以前に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### 第3節 執行委員会

- 第21条 執行委員会は本会の目的を達成するための機関として、生徒総会・代議委員会の決議事項の実践のために、生徒会活動全般の推進を担う。
- 第22条 執行委員会は会長1人、副会長2人、書記2人、会計2人と風紀交通・体育・文化・美化・図書・保健・放送の各委員長によって構成される。なお、執行委員の選出方法については、第6章（選挙）と各種委員会規定に基づく。
- 第23条 会長は本会を代表し、これを総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合に会長の任務を遂行する。書記は会議等の記録書類の整備保管全ての事務処理を行う。会計は全ての金銭出納及び生徒会の備品を管理する。
- 第24条 執行委員の任期は1年とし、これに事故がある場合は補欠選挙を行い、その任期は残任期間とする。執行委員の改選は1学期後半に行う。
- 第25条 執行委員のリコールは総会によって決定し、3分の2以上の賛成があれば成立する。その他の再選については、別にこれを定める。
- 第26条 執行委員は他の役員を兼任することはできない。各種委員会に出席して発言することができるが、決議権はない。

### 第4節 学級会

- 第27条 学級会は、学級委員を以て組織し、委員長1人、副委員長1人を選出する。
- 第28条 委員長と副委員長の2人は代議委員を兼ね、協力して学級の運営を図り、諸事務を取り扱い、執行委員の指示に従って生徒会活動に協力しなければならない。
- 第29条 学級会に次の委員（各2人）を置く。任期は体育委員、保健委員、放送委員を除き、前期（4月～9月）・後期（10月～3月）とする。
- 体育委員、文化委員、風紀交通委員、美化委員、保健委員、図書委員、放送委員、進路委員、LHR委員、アルバム委員（3年生のみ）
- 第30条 学級に週番を置く。週番は校則の遵守、風紀の維持、環境の美化等を点検し、学習環境を整備して明朗な学校を創ることを目的とする。週番は教室を中心に学習環境の整備に努め、学級日誌を記録して担任に提出する。また、連絡事項を学級に周知させる。

## 第3章 部及び同好会

- 第31条 本会員の相互の融和親睦を図り、第4条の目的を達成するために部を置く。
- 第32条 部の成立については、生徒総会の承認を得なければならない。
- 第33条 会員は自己の希望に応じていずれかの部に属することができる。部員の入部・退部は部顧問及び担任の承認を必要とする。
- 第34条 部は顧問職員の他に部長、副部長各1人を置く。
- 第35条 部長は部を代表し、部の健全な活動を図る。副部長は部長を補佐し、部長に事故があった場合に部長の任務を代行する。部長・副部長は部の部品を保管しなければならない。
- 第36条 部は予算を要求する権利を有し、その年度の予算内で活動することを原則とする。
- 第37条 部の予算は部の要求に応じて執行委員会で原案を作成し、代議委員会で審議し、生徒総会において決定する。
- 第38条 部の予算が不足した場合はそれぞれの部で補完する。
- 第39条 部は部活動指導員を必要とする場合、部長を通して執行委員会及び校長の承認を得なければならない。
- 第40条 部の予算の支出に当たっては、顧問の許可を得て請求書に必要事項を記入し、執行委員会に提出しなければならない。
- 第41条 部及び同好会の新設について
- 1 同好会の結成は会員が職員に顧問を依頼して部長会に諮り、生徒総会の承認を得るものとする。
  - 2 部への昇格は1年間の活動状況により、部長会の承認を得た後、生徒総会の承認を得るものとする。
- 第42条 部の廃止は次の場合、生徒総会の議決を得なければならない。
- 1 部の活動状況を見て、執行委員会が廃止が妥当と認めた場合
  - 2 生徒総会において廃止の動議が出された場合
  - 3 部からの廃止の要求があった場合

## 第4章 会計

- 第43条 本会の経費は会員の納入する会費その他の収入によって充てる。
- 第44条 予算は執行委員会で立案し、代議委員会及び部長会の審議を経て総会で決定する。
- 第45条 予算の更正追加は代議委員会において決定し、総会に報告する。
- 第46条 本校の会計年度は学年初めから学年末までとし、支出は執行委員会及び生徒会顧問の責任とする。ただし、現金保管出納の記載保管は学校当事者に委任する。

## 第5章 会計監査

- 第47条 会計監査は定例総会前に行い、総会において報告を行なう。ただし、監査委員は任意の監査を行うことができる。
- 第48条 会計監査委員は代議委員会で選出し、総会において承認する。任期は会計年度に準ずる。

## 第6章 選挙

- 第49条 執行委員はこの規約により選挙を行う。
- 第50条 選挙管理委員は、役員改選時に各学級から2人を選出し、選挙管理委員会を構成する。
- 第51条 公選により役員になった者は下記に該当する場合改選し、任期は第24条に準ずる。
- 1 リコールが成立した場合
  - 2 死亡、退学、転出その他の事故で任務を遂行することができない場合
- 第52条 会長の選出にあたっては、1・2年の各学級から2人以下を推薦し、候補として選出する。
- 第53条 立候補する者は選挙管理委員会の告示に従い、選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 第54条 候補者1人に対し2人以内の推薦責任者を付け、選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 第55条 選挙運動は投票日前日までは原則として自由とする。ただし、選挙管理委員会の指示に従わなければならない。
- 第56条 立会演説会は投票の前に開く。推薦責任者は応援演説を行う。
- 第57条 投票は選挙人1人につき1票とする。
- 第58条 投票は各学級で行なう。
- 第59条 投票は無記名で、会長1人を選出する。選出された者は、副会長2人、書記2人、会計2人を選出し、校長の承認を得なければならない。
- 第60条 体育・文化・風紀交通・美化・保健・図書・放送・進路・LHRの各委員長も校長の承認を得なければならない。
- 第61条 開票は職員の立ち合いの下、選挙管理委員によって行なう。
- 第62条 投票及び開票は選挙管理委員会が記録し、開票に立ち会う職員の下、得票数を集計する。また、開票済みの投票用紙は、職員会議で結果が了承され、職員から生徒に結果が報告された後、処理する。
- 第63条 それぞれの候補の中で原則として最も多く得票した者を当選とする。同数の場合は決選投票を行う。決選投票に関しては、選挙管理委員会規定に基づく。

## 第7章 改正

- 第64条 本会則の改正は、総会の3分の2以上の賛成者を要し、改正案は執行委員会がこれを作成する。また、学校が必要とした場合は、第7条4に基づき臨時の生徒総会を開催し、議決は第9条に準ずる。

## 第8章 補則

- 第65条 会員の総会及びそれに準ずる会の討議における決議については、その会以外においてその責任を問われない。
- 第66条 本会則は平成11年4月1日を以て効力を発する。

## ○ 生徒会各種委員会規定

- 第1条（目的） 第1章（総則）第4条により設置する。
- 第2条（構成） 各学級から2人ずつ選出された委員を以て構成し、任期は半年とする。
- 第3条 各種委員会の委員長・副委員長は委員の中から互選され、本委員会の議長・副議長を務める。
- 第4条 各種委員会は毎月第1水曜日に開くことを原則とし、その他必要に応じて委員が招集する。

### 体育委員会

- 第1条 本会は次の活動に従事する。
- 1 体育時間の協力及び用具の管理
  - 2 体育関係の学校行事の企画運営への参加
- 第2条 本会は必要に応じて開き、関係職員の指導を受け、第1条の活動に従事する。

### 文化委員会

- 第1条 本会は次の活動に従事する。
- 1 文化祭等の文化活動の企画運営
  - 2 新聞の編集・発行に関する活動
- 第2条 本会の経理は執行委員会が管理し、特に必要のある場合は最小限度の経費を生徒会で負担する。

### 風紀交通委員会

- 第1条 本会は次の活動に従事する。
- 1 自主的に会員の服装に関することを善導し、明朗活発な学校を樹立する。
  - 2 会員相互の交通規則に関する認識を深め、交通道德の高揚を通じ生命の安全確保に努める。
- 第2条 本会は次の活動に従事する。
- 1 交通安全のために必要な活動
    - ・ 交通安全の努力事項を設定する。
    - ・ 交通安全教室等を運営する。
  - 2 交通安全管理に関する活動
    - ・ 自転車及び原付駐輪場を点検・整備する。
  - 3 交通安全の呼び掛け及び登下校時のあいさつ運動に関する組織活動
- 第3条 本会は必要に応じて委員長が招集する。

### 美化委員会

- 第1条 本会は次の活動に従事する。
- 1 校内及び校外周辺の美化、清掃の推進
  - 2 その他、美化に関する組織活動
- 第2条 本会は必要に応じて委員長が招集する。

### 保健委員会

- 第1条 本会は自主的に学級、学校、地域社会における健康生活上の諸課題の解決に向けて活動し、心身共に健全な学校生活を過ごせる活動に従事する。
- 第2条 本会の委員長、副委員長は学校保健委員会の構成メンバーになる。
- 第3条 本会は次の活動に従事し、本会での決議事項は各学級全員に伝達しなければならない。
- 1 健康診断の実施補助及び結果処理
  - 2 衛生委員会への出席
  - 3 保健の資料の作成・掲示
  - 4 学校保健委員会への議題の提出
  - 5 救急措置

## 図書委員会

第1条 本会は図書館規定を速やかに遂行するための活動に従事する。

## 放送委員会

第1条 本会は校内の教育活動のために必要な放送活動に従事する。

## 進路委員会

第1条 本会は進路活動のために必要な活動に従事する。

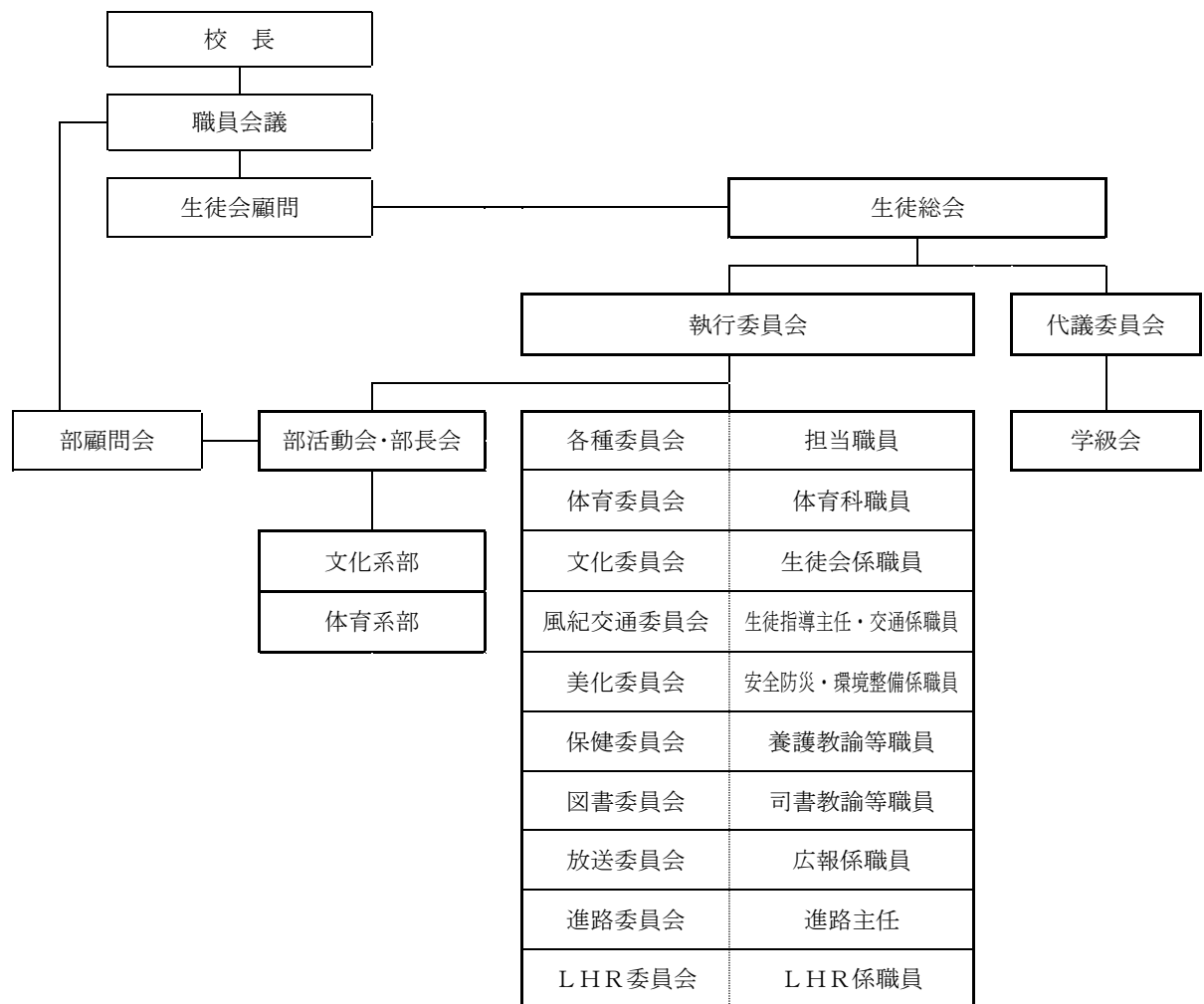
第2条 本会は関係職員の指導を受け、第1条の活動に従事する。

## LHR委員会

第1条 本会はLHR活動の充実を目指し、必要な活動に従事する。

※ 各種委員会は本会員数の実態に応じて統合できる。

### 生徒会組織図



改訂（令和四年度末）：大幅見直しによる